

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 5 回 会 議

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 (水)

高松市・牟礼町合併協議会

# 高松市・牟礼町合併協議会会議録

## 第5回会議

### 1 日時

平成16年7月14日(水)午後1時30分開会・午後2時37分閉会

### 2 場所

高松市役所 13階 大会議室

### 3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	松田勝
副会長	高木英一	委員	藤井勇
委員	廣瀬年久	委員	靜孝義
委員	三野重忠	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	三野八ル子	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	浜川憲博
委員	大浦澄子	委員	村上貞夫
委員	三笠輝彦	委員	太田量子
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 1人

委員	谷本繁男
----	------

### 5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	関正則
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治
幹事	横田淳一		

## 6 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	森 田 大 介
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班兼計画班	加 藤 将 門		

---

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 報告事項

報告第7号 建設計画の構成について

### (2) 協議事項

協議第2号 合併の期日（協定項目第2号）について

（第4回会議提案：継続協議）

協議第3号 新市の名称（協定項目第3号）について

（第4回会議提案：継続協議）

協議第4号 新市の事務所の位置（協定項目第4号）について

（第4回会議提案：継続協議）

協議第5号 財産の取扱い（協定項目第5号）について

協議第6号 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

協議第7号 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

協議第8号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

## 4 その他

(1) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

## 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第5回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙のところ、また、お暑い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2 会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと静 孝義委員さんのお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3 議事に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、会議次第の3、（1）の報告事項に移ります。

報告事項のうち、まず、報告第7号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、報告第7号について御説明いたします。

会議資料1ページをごらんください。

報告第7号建設計画の構成についてでございます。

建設計画につきましては、6月10日の合併協議会第4回会議において、その作成方針の御承認をいただきましたが、本日は、建設計画の構成について御報告するものでございます。

2ページをお開きください。

建設計画の構成でございますが、建設計画は、序論から 財政計画までの、6項目に分けて構成することといたしております。以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、序論につきましては、合併の考え方として、社会的背景と課題等について記載いたしますほか、第4回会議で御承認をいただいております計画作成の方針に基づき、計

画の趣旨・構成・期間及び区域について記載することといたしております。

次に、高松市と牟礼町の概況につきましては、2ページから3ページにかけて記載のとおり、1の位置と地勢を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の人口と世帯数、3の交流人口について、分析することとしております。さらには、これまでの両市町にかかわる広域行政の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることといたしております。

次に、基本方針でございますが、まず、新しいまちづくりにつきましては、合併後における市の将来像及び牟礼町地域の役割について、記載することといたしております。

また、基本目標、施策体系につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業、合併特例債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることといたしております。その内容につきましては、例示して記載しておりますように、都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化などについて、目標設定することが考えられようかと存じます。

次に、施策でございますが、現在、両市町で、建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施しております。この調査結果に基づき、県事業を含め、施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、公共的施設の統合整備につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、検討を進めてまいりたいと存じます。

4ページをお開きください。

最後に、財政計画でございます。財政計画につきましては、建設計画の期間、すなわち両市町の合併後おおむね10年間について、定めることといたしております。なお、財政計画の作成に当たりましては、印で記載しておりますが、留意事項として、合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう、十分留意して策定するものといたします。

以上が、建設計画の構成でございますが、参考として、現在の両市町の総合計画の概要を記載しております。

高松市は、平成12年度を初年度として、23年度までの12年間を計画期間とする、新・高松市総合計画を策定しております。

一方、牟礼町は、13年度を初年度として、22年度までの10年間を計画期間とする、第4次長期振興計画を作成しております。ただ、現在、牟礼町におきましては、平成17年度からの第5次長期振興計画を作成中でございます。

また、まちづくりの目標として、高松市は、環境共生型まちづくりへの転換を初め六つの目標を、牟礼町は、福祉...支え合い、やさしさあふれる町づくりを初め五つの目標を掲げております。

なお、5ページには、先進地域や国の示した手引きにおける建設計画の構成を、参考までに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、報告第7号建設計画の構成についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第7号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、（2）の協議事項に移ります。

まず、協議事項のうち、協議第2号合併の期日について（協定項目第2号）から協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）までの3件を一括議題といたします。

なお、協議第2号から協議第4号につきましては、前回の第4回会議で、提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、改めまして提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第2号合併の期日についてから協議第4号新市の事務所の位置についてまでの3件について、提案内容を改めて御説明いたします。

資料の6ページをお開き願います。

まず、協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」というものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

協議第3号新市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどでございますように、「新市の名称は、高松市とする。」というものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどでございますように、「新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号から協議第4号までについて、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

静委員 牟礼の静です。

まず、協議第2号についての、いわゆる合併の期日についてでありますけれども、いずれにしても合併特例法に基づいての、まず、努力目標としての、その合併の期日をということについてであるので、理解はできるころなんでございますけれども、いずれにしても、今までの協議のパターンとして、月1回の協議会ということでございまして、限られた時間内での協議、いずれにしても、この協議項目、また建設計画等、かなりな協議事項があるわけなんですけれども、限られた時間内で十分な協議がなし得られるか、それが一番気になるころなんですから、その点について、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からお答えいたします。

事務局長 はい、事務局から説明をいたします。

合併協議のこれからの協議スケジュールというようなことでございますが、ただいま御発言の中にもありましたように、ただいま提案をいたしております案件のただし書きにありますように、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う、ということを目標として、作業を進めるということでございます。

じゃあ、具体的に合併協議、この合併協議会での合併協議を、一応終わるのはいつごろ



かということになるかと思いますが、3月末までに知事に申請するという事は、このまま順調に協議が進みますと、3月の議会で、遅くとも3月の市議会と町議会で合併の議決をして、それをもって知事に申請ということが最終的な期限になるかと思えます。

3月の議会で提案するという事は、2月に議案を作成するという作業がありますので、1月には調印が終わらなければならない。1月に調印が終わるということになりますと、12月ぐらいまでに、合併協議会としての協議が終わるということが必要になるということでございます。

合併協議会での協議が終わるということは、どういうことかと言いますと、合併協定項目と建設計画の内容について、この協議会で合意ができるということでございます。しかしながら、合併協定項目について協議が調うということについては、必ずしもすべての項目について詳細な取り決めができなくても、一部の項目については、合併時まで調整するというようなこと、決め方もあるわけございまして、そのような決め方も含めまして、すべての項目について、この協議会で合意ができれば、調印ができるという状況になります。

したがって、これから後、半年ばかりの間で、協議会の開催が五、六回できるというたしますと、これから後の合併協定項目について、8件から10件ほど各回に提案をしていけるように作業を進めれば、協議は可能であるというように考えております。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） よろしゅうございましょうか。

ほかに、御意見、どうぞ。

はい。

安戸委員 協議第2号のことでございます。合併の期日は、これきちっと記載しておりますけれども、牟礼町としては、さきに、最初に、7号のところでは報告事項がございましたけれども、そういうことについても、我が町、牟礼町としては、スタンスをきちっと決めてないと、協議会に出てきて、幹事が出てきてやっとなることですが、牟礼町としてきちっと決めてないから、もう少し、牟礼町内でどうしたらええかということのやな、協議が調うまで、期日というものはちょっと待ってほしい。ということは、紳士的な話でございますので、ここで判を押した押さんということじゃないけれども、一応は、期日を入れたら、それを守らないかんとということでございますので、その辺をな、もう少し慎重

に、期日を入れてなかったら、協議会の協議が全部調わなってみたりとかということがございましたら、牟礼町としても悔いを残すようなことがございますんで、その期日については、牟礼の行政としてのスタンスをもう少し決めて、決まった時点にきちっとしてもらえたらということをお願いしておきます。

議長（増田会長） はい。これは、期日というのは、これ決めてないんですよ。これ、期日の一番最終がこれだということを決めとるだけで、今、いつ……、期日ということじゃないんですけれども……

安戸委員 いやいや、それ、日にちを入れ……

議長（増田会長） ちょっと、まず、事務局から、ちょっと補足説明いたします。

事務局長 ちょっと事務局から、御判断の材料ということで説明をさせていただきますが。

前回の提案の際、あるいは先ほどの説明の際にも申し上げましたように、これにつきましては、合併特例法の期限内を対象として、あくまでもその範囲を設定すると、目標を設定するというところでございまして、合併の期日については、改めてこの協議会に提案をする、改めて提案をするのはいつかということですが、先ほど申し上げましたように、協議がほぼ調うころ、したがって、年末ぐらいに開催できる協議会に、改めて何年何月何日に合併する、という提案をさせていただくということでございます。

じゃあ、本日の提案はどういうことかと言いますと、それに向けて、現在の合併特例法の適用を受ける合併を、あるいは合併協議を進めるんだという考え方を、ここで共通認識として持って、その目標に向かって作業を進めるという合意を、一応の合意を、ここの協議会で確認をしていただくということですが、合併の正式な期日については、年末までに両方で協議をして、改めて提案をして、この協議会で確認をいただくということになりますので、そういう性格であるということをお理解いただければいいかなと思います。

安戸委員 そういう、知事に、高松市と牟礼町が判を押して申請するということですが、そういうときに、両方が、そういう合意ができたという県はみなすわけやな。だけど、今、説明の、執行部からの説明でございますけども、その分は、合併の期日は後やけども、合併をする特例債についての申請はやっておかなければいけないからやるというようなことで、期日を入れないかんとということで、最終の期日は17年3月31日ですけども、それよりは、それがもう最終の限度やな。それより前にでも申請は構いませんというけど、最

終の期日が、17年3月31日までには、申請は済ませてなかったらいかんということやから、その分について、牟礼町としても、うちのトップも、町長もや、12月までにはきちとした態度を出すということでございますんで、その辺の協議がきちとできてないもんですから、この分については、今すぐ、きょう、入れないかんという日でもないと思うんじゃ。市長が言われたように、来年の3月31日までやから、その間に、今から、7月やから、8、9、10、11、12、5カ月あるから、その間でもやな、少し待ってもらったら、牟礼町としても、そういうスタンスのことについてはきちと決めたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

渡部委員　ちょっと、議長。

議長（増田会長）　はい、どうぞ。

渡部委員　牟礼町委員の渡部でございます。

ただいま、我が方の安戸委員の方から発言がございました。それで、牟礼町としてはということで、牟礼町総意のような発言とお受けとめになられると思いますが、これは個人、委員としてのことだと……。延ばしてくれないだろうかという質問でありますので、そのお立場を御説明いただいたら結構だと思いますし、町としては、後、申し述べますけれども、町としては、町の考え方というのを、ある程度持っているつもりでございますので、後で述べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

安戸委員　ちょっと済みません、ここは第2の協議のところやから、ここでやっぱり決着をきちとつけないかん。そんなもん、先に見送れやというようなこと、どこにあるんな。

議長（増田会長）　できれば、前回も言ったように、提案して、十分時間もとっておりますので、この会で確認をしていただければありがたいと思うんです。次々と、そら別に、これ何が何でもきょうしなければいけない性質のもんじゃないですけど、いっぱいありますから、次々積み残しするんでなくて、一つずつ片づけとった方がいいがということで提案申し上げとるだけでございまして、何が何でもきょうでなかったらだめということじゃないんですけれども、これもう別に、これからの協議を一向に制約する性質のもんでございませんでね、少なくとも合併特例法の適用を受ける協議をしましょうというだけの話なんですんでね、これをきょう確認したからといって、今後の協議に、何が足かせになるとか手かせになるとかということございませんで、そういう点ちょっと御理解いただきたいんですが。

安戸委員 これをのせた場合は、もうそうなるから、これをこうして……。

松田委員 なかなか……、当初のお話は、協議会でまあ一応、満場一致というので決まらなければ継続にするとか、何か言ようけど、この問題については、やっぱりこういう御発言もあるんですけどね、私はそうでないと思うとんです。だから、もう意見が合わんということでね、大変なことだろうけどね、合併特例債が3月31日までという、やや国の憲法的な問題で出とるから、私としては、この目標を持っていかなければ何を目標にするかということになりますと、本腰なことができんと思うんで、私らの考えはこれによろしいと、こういう認識をしとんです。ただ、民主主義やから、いろいろ、全員が一緒にせえ言うても、聞かなんたら一緒にならんのでな、それで、私はそういう考えであります。

議長（増田会長） 安戸委員さん、どうでしょう、できたら、もうきょう……

安戸委員 このことはな、高松市と牟礼町で話しする場合は、これは何でもないんや。マスコミが、もう合併の申請書は17年3月31日と、合併は18年3月31日でやな、期日を決めましたですよということで新聞にきちっと書いてくれると思う。牟礼町の住民としては、きちっとまだ話し合いができてないのにやな、住民としては、もう合併するんだということの方向性が、もうほとんど決まってしまうと思う。

ほんだから、それではいかん、まだ17年3月31日までには期日があるんやから、3カ月ぐらいはきちっと待ってもろて、うちの町長も12月までにはきちっとした方針を出しますということで、こないだ約束したんです。ほんだから、そういうことがありますから、牟礼町のスタンスとしては、高松市にもう、合併方式は、もう編入合併でよろしいということできちっと言うたわけ。だけん、編入合併ということは、もうどっちかというたら、期日も全部きちっと入ったら、高松市に協議するというたって、32万人の市民がおって、牟礼町だけがええことはできんわけなん。今も現実に生活しとる人が32万人おるんやけん、その人と同じ行政の扱い方をせななんたら、ほかの市民がこらえんと思う。あと、高松市の、編入合併になつとるから、マークとかそななもんは、もう高松市へ右へ倣え。ほんな、あとのことは協議せんでもな、これ高松市へ来るんじゃったら、もう全部右へ倣え。言うたって、そうでしょ。合併してしもうたら、今度は牟礼町が気に入らんけん帰ります言うたって帰れんのやけん。嫁に来とんだったら帰れるけどやな、もう高松市へ来たたら飼殺しじゃけ、絶対帰れんのやから、その辺はきちっと決めてなかつたら困るといことなん。

議長（増田会長） どういうたらいいのかな、ちょっと誤解されとると思うんですが、

合併協議はいつでも後戻りできるんです、この期間中は。

安戸委員 そりゃそう……

議長（増田会長） 例えば、何月何日に合併すると決めとっても、今ここで期日まで決めとっても、協定ができて、議決ができて、そこまで行かなんたら、これはできるもんじゃないんですよ。

安戸委員 いやいや、それは……

議長（増田会長） もう全くの仮置きなんですから。

安戸委員 そうそう、それは、市長、わかっとんです。

議長（増田会長） 仮置きだからね。

安戸委員 わかっとするけどもな、我々は、やっぱり大人同士が話ししよったら、期日が入ったらやな、それを、納得した期日入れとんやから、それをやな、意見の食い違いでやめましたというようなぶざまな格好はしたくないということです。

議長（増田会長） うーん、あのう……、はい。

三野（八）委員 三野です。

先ほど、林事務局長の方からも発言がありましたが、あくまで3月31日、17年、目標ですから、きょう、ああいう意見もあるので、それを一応棚上げして、あと建設について議論するという、そういう方向を、この合併協議会で決めるっていうことはできないんですか。

議長（増田会長） いや、そう、だから、私言うた、そんなこと当然できるわけですけども……。

三野（八）委員 じゃあ、それで……

議長（増田会長） そんなことしていったって、次々積み残ししても、これは全く、じゃあ次回とか、その次々回にやっても、今やっても、全く関係ないことなんですね、はっきり言って。こういうこと言いたいんですけどね。少なくともこれまで、こういう問題で他の町と問題になったことがないんですよ。皆、他の町も、何も合併すること前提で協議しよるわけじゃないんですよ。協議が調べば合併するということでやっとなんですが、これは単なる仮置きですから、仮置きは仮で置いたままで、じゃあ次々と次の問題いきましょうということっていつとるんで、ぜひ御理解をいただきたいんですけども、どんなでしょうかねえ。

どうぞ、お願いします。

村上委員 済みません。牟礼町の村上です。

今いろいろ皆さんおっしゃってるんですが、高松市はそれでよろしいと思うんですが、牟礼町の場合は、昨年、御存じのように、衆議院選挙のときに、住民投票で賛否を問うて、投票やっておるわけですね。賛成の方が若干多かって、住民は皆もう、さっき安戸さんおっしゃいましたけど、合併の賛成が多かったものですから、合併するもんだと思ってるわけですよ。それで、私なんかも時々町歩くというか、道歩きましたら、牟礼町はいつ合併するんですかというような問い合わせがあるんですが、それは、最終は牟礼町の町議会で決めるんですよ言うんですけど、あの投票やって、賛成が多かったものですからね、もう合併いつするんですかという意見をよく聞かれるんですけどね。

それで、今いろいろおっしゃってますけど、目標ですから、一応3月31日がもう最終リミットですから、置いていて、もっとスムーズに話が行けば、17年の年末でもよろしいんでしょうし、目標というのは、あくまでも、これが最終ですから、決めておいた方が、あとのいろんな協議の話し合いがスムーズに行くんじゃないかなと思うんですけども、後々送りするよりも、ある程度もう、3月末がリミットですよと、それよりもっと早く話が進めば、何も、12月末でもよろしいんですし、やはり一応ここで、もうそういう日は決めておいた方がよいように私は思います。

以上です。

安戸委員 あのう、市長な……。

議長（増田会長） はい、安戸委員。

安戸委員 基本的なことが牟礼町の中の、高松市は、もう32万人の基本的なことがあるけん、それですっと来たらええわけや。牟礼町は高松市へ来ないかんから、その分の準備段階がまだきちっとできてないから、目標は17年3月31日やけれども、そういうことの話し合いがスムーズにできておれば、そらもう、きょうでも日にちぴしゃっと入れたってええんです。そういう話が、協議会の中に出てくる議題の話と、我が町の中でどうするかという話が、まだきちっと決まってないから、町長も決めてくれんのや。12月まで待ってくれと、こうなるとるわけ。どっちの方向に向いていくやら、我々も、トップがな、提案するやらせんやらわからんの。提案するんですかと。そういうふうなことがありますから、高松市に赤恥かかすようなことはできんわけなんや。我々大人が話ししよるように、期日まで入っとるのにやな、期日は、それはいきませんでしたて、そないなこと言えん。我々商売人やからな、一たん手形に期日入れたら、きちっと、白紙で、何ぼの金額

であろうと、日にちを入れた以上落とさないかんわけなん。そやけ、そういうことで、きちっと話しとかなんだら、目標やからええやということとは違うと思う。こら、お互いにやな、我々にしたって、皆さん歳費もろうてここへ出てきて議論しょんやから、そんなあやふやな、目標やからええでないかとかというような問題とは違う。きちっとやっぱり決めるもんは決めないかん。その分の決め方が、もう少しのな、2カ月か3カ月ぐらい待ってくださいよと、17年3月が来て、1月にそれ待ってくれ言うたんじゃもう遅過ぎるから、まだ7カ月も8カ月もあるから、その3カ月ぐらいの間だけは少し待ってください。牟礼町としては、そういうスタンスをきちっとまとめますということで御理解を得られんかなと思います。

高木副会長 議長、ちょっと。

議長（増田会長） お願いします。

高木副会長 安戸委員さんにおかれては、ちょっと誤解されてるところがあるかと思うんですけど。私が12月の広報までに意思決定というか、態度表明しますと言いましたのは、牟礼町が姉妹提携しておる長野県の牟礼村のように、私はこうこう理由で合併すべきだと思いますと理由を書きまして、それで、合併しないのであれば、これ選択を、ありますよということは、私は書くつもりですよということを申し上げたわけで、今、安戸委員おっしゃられとりました、この前、議会、またこの協議会の事前の会でもあったように、基本的準備ができてないという言葉がございましたけども、私は、去年の11月9日の住民投票の結果を得た、それまでに至る過程も経て、住民説明会、例えば合併、住民投票するまでの協議会の説明においても、安戸委員が議長時代に連れていただいた広島福山市と合併した新市町は、都合4回しかしておりませんが、私たちの町では37回しとんですね。それでまた、その後もいろいろ協議開いたりしておりますので、私自身としましては、そういうような基本的、この会に至る準備はもうできているつもりでございまして、それで、今も事務局から話がありましたように、この期日といえますのは、やはり合併特例法は、向こう10年間にわたる特例債の優遇措置、7割を国が負担してくれる、あるいは向こう10年間にわたって、今と同じような交付税の算定でもっていただるとかというふうな優遇措置を私は受けるべきだと、やはり牟礼町の町民の幸せ、また将来の建設計画等考えれば、そういうことで、私は、今回のこの期日ちゅうのは、安戸委員、こだわられていますけども、あくまでも特例法の適用を受ける合併をする、確認のための期日ということでございますので、私は逆に、今、増田市長がおっしゃられましたよ

うに、この協議を進めていく中において、これがどうしても、例えて言いましたら、借金をふやすために使うべきでないとかというような意見が出るのであれば、これまた逆に延ばしたらいいわけございまして、私は、今も安戸委員、事務局、ありましたように、12月までにこの協議の内容をまとめるのであれば、七、八項目の項目を進めていかならないのであれば、やはりきょう、もうこの協定項目第2号につきましては、やはりきちっと決めて、提案どおり進めていくべきじゃなからうかな。それ、いかなのであれば、逆にどうすべきかちゅうことを、安戸委員の方から、逆に、私は提案していただきたいと思うんです。私はそのように考えておりますので。

安戸委員 町長が言われる目標は、17年3月31日でもええんや。その間の準備を、皆に理解を求めるのに3カ月ぐらい待ってくださいということなんです。それがまとまったら、もう17年3月31日でよろしい。そんな、けんかさすようなこと言うたらいかん。

議長（増田会長） いやいや、そういう意味じゃないんですね。

安戸委員 内輪の中で、けんかになるようなことになるけんな。

議長（増田会長） いや、誤解されとると思うんですよねえ。

安戸委員 いや、何ちゃ、誤解はしとらん……

議長（増田会長） これからやること全部ね、最終は確認して、協定書して、議会の議決を経てやることですから……。

安戸委員 市長、わかって……

議長（増田会長） それまで全部みんな仮なんですよ、確認ですから……。

安戸委員 とにかくな……

議長（増田会長） 議決じゃないんですよ。

安戸委員 町民が受ける感覚が、高松市と牟礼町とでやって、その期日をきちっと入れたら、町民はもう高松市と合併するんだという、その報道関係の新聞を見て判断するからな。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 私などが申し上げて、かえって誤解を生んでもいかんと思ってるんですが。安戸先生がおっしゃってることは、わからないことはないんですが、編入合併か新設合併かという合併の方式をめぐるでも議論されまして、結果、編入合併でいこうと、協議を進めていこうと、これ協議会の進め方のルールを、入るわけですね。そのときに、決めた



ら、編入合併でいこうと決めたら、町民の方はどう受けたんでしょうか。これ合併すること前提に考えとんかというふうに受けとめたんでしょうか。それ、まだわからないよということになりますね。

それから、期日の目標を決めたということだけで、それで期日の目標が来年3月31日だからということだけで、もうこれで合併が決まったということに受けとめるんでしょうか。必ずしもそうは受けとめないんじゃないかと思うんですね。

ほで、先生がおっしゃるように、今から3カ月ぐらい意思決定するから待てと、こうおっしゃったら、この合併協議会は全部とまっちゃうんですね。合併協議会が、目標が決まらない以上は中に入れないんじゃないかという理屈だって成り立つわけですし、そういう論議をずうっと進めていきますと、結局、合併協議会開催そのものが危ぶまれるということになります。

だから、そういうようにとられますので、大勢の意見が、今まで他の町との合併協議会も同じですが、大体目標として、3月31日を目標に協議を積み上げていこう、その間にどうしてもちぐはぐなことができてね、協議が調わないということになれば、それはまた白紙に戻しましょうということだって、いわゆる先ほどの例で言えば、出戻りちゅういいですか、破談になるわけですね。嫁さんの話を積み上げていたけど、仲人の話積み上げよったけど破談になるわけです。破談になったときは、そりゃもうチャラにしようっていうことになるわけなんで、そこんところ余り固執せずに、この際、話し合いを進めていくというルールでどうなんでしょうかね。どうもそこんところが、わだかまりがちょっとあるようでしてね、私はそのわだかまりを、安戸先生の方がちょっと下げてさえくれれば、ここんところは大体まとまるんじゃないかというように思うんですが、いかがでしょうかね。

安戸委員 いや、市と牟礼町との話は、それでもええんや。だけど、町民全体から見たときに、新聞に報道せられたときには、もう期日が入ったら、もうこれに向かって牟礼町は進むんだという、そういうふうな誤解を招く。これが報道関係で出んのやったらええんで。報道関係きちっと出てしまうけん。出たときに、もう高松市と牟礼町は合併の期日も入れた、申請書の期日も入れたということやな、それでもう、違う、それは、ここにおいでる方はそれをわかつとん、そのことはわかつとんで。その期日を入れても、あくまでも目標の期日じゃいうんはこれわかつとん。わかつとるけど、町民全体の人は、住民投票したときにでも、それがわからない、説明が。町長は、あるところへ行って説明したっ

て、20人や30人しか寄ってないようなところばっかして説明しとるわけ。

議長（増田会長） まあ、あのう……

安戸委員 理解が難しいわけ。

森谷委員 はい。

議長（増田会長） はい、じゃ、お願いします。

森谷委員 高松の森谷です。

いろいろ御意見はあると思うんですけど、安戸委員さんは盛んにマスコミ、また町民の受ける感じを今言っておられるんで、本質をきっちり報道関係の方にもわかっていただき、書いていただいた上で、あくまでもこれはタイムリミット、いわゆる特例法に決まってる目標の期日だということをきっちり書かれた上で、きょうの協議をじゃあ報道していただくということをきちっと言われたら、別に今の懸念はないように、私思うんですけど、いかがでしょうか。

安戸委員 マスコミはな、新聞売らないかんけん、読んでおもしろく書かなんだら売らんわけです。

森谷委員 それ言うたら、なんの議論にもなりません。

安戸委員 ほんだから、これは議論は議論でええんや。ほじゃけ、最終の17年3月31日は結構ですよと言うんや。だけど、牟礼町としては3カ月待ってくださいと言うんがやな、待てんというんはおかしい。

議長（増田会長） いや、待てんというんでないんですわ。待つことはできるんですけども、次回までとかというんならまだわかるけども、来年まで待てということになると、目標なしに何の会議をやっていくのかということになりますんでね。

安戸委員 いや、来年まで違う、うちの町長は、12月までにするんじゃったら……

議長（増田会長） いえいえ、町長も違うと言よんですから、あのね……

安戸委員 町長は、今言うたんは、するんならする……。

議長（増田会長） そうそう、その……

安戸委員 やるならそのようにします、せんのじゃったらこのようにしますというんが、12月に出すということなんや。

渡部委員 ちょっと、議長。

議長（増田会長） はい。

渡部委員 牟礼の渡部でございます。

一番最初に、私も心配いたしました、皆さん方には申しわけないと、これは牟礼町の決めたことではございませんので、一人の委員でございますので、誤解のないように聞いてくださいということを申し上げました。もう今も、既に牟礼町からこういうことでやってくれという希望でございますけれども、これはあくまでも個人、委員の希望でございます、決めてることについては、このことについては、このプロセスとして流れであるということ、私らは確認してきておりますので、そういうことを、延期してくれということを決めてきたことはございませんので。

そして、ここに書いていますように、合併の期日を決定することの意義については、着実に進めていくために目標を定めるんですよ、そして建設計画の期間をこれから明確にしていくんですよ、この確認のもとにいくわけですから、合併期日をここにこうするんですよということじゃございませんので、ひとつ何とか、皆様、御理解いただいて、一つのそういう意見があるということで、集約していただければありがたいと思います。

議長（増田会長） はい。ただいま渡部委員さんの御意見がありましたように、全会一致が原則ではございますが、大方の意見ということで……

安戸委員 いや、私はなあ……

議長（増田会長） ちょっと失礼します。発言は許可を得てからやってください。

大方の意見は、もう確認をこの際とってもらいたいということですので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますが、大方の意見は、この原案で確認するということによるしゅうございますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 異議ありますか。

御発言がありますか。はい。

三野（八）委員 先ほど議長がおっしゃったように、例えば、次ぐらいに決めるんだらともかくという発言がありましたので、安戸委員からもああいう発言があつてますのでね……

松田委員 副議長なら副議長らしゅうにさっとせえ、おまえ。

三野（八）委員 いや、私も一人の委員で発言するということに来てますのでね。

安戸委員 前向いて言うたらええが。外野の声は聞かんでええんじゃ。

三野（八）委員 だから、やっぱり、風を入れる意味でも、決をとるということしないで、そういう方向もあり得るんじゃないでしょうかね。

梶村委員 もう期間がないんですよ、建設期間……。

安戸委員 議長。こういうことはな……

議長（増田会長） はい、松田委員さん、お願いします。

松田委員 会長、何遍言ってもわからないから、最終は議会の議決によってこれを判断するという、法にうたわれとんですよ。その途中の経過をな、もう何ぼにも、言い出したら突っ張って言うということは非常にお恥ずかしいけれどもな、私も調査の委員長としてな、わかってやらんからいかん。これは最終案……、会長、そうでしょうか、議決によって判断ができるということやから、その間の目標を設定したら、それに向かって粛々といくと、そうせななんたら、ここで日を変え、何せ目的、特例債の期日もあるしするのにな、11人の委員の中で、5人でも6人でも以上ならええけども、そうでないですが、二、三人ですからね。その辺のところ難しいと思う、わし。

以上です。

廣瀬委員 高松市の廣瀬でございます。

発言を控えておりましたけれども、牟礼町の住民の方から、高松市といろいろ合併の協議をされておると、賛成の方もあれば、反対の方もおろうかと思えます。その中で、協議を進めておるんだけれども、目標期日というものは、設定してやっておるんですか、やっていないんですかと、賛成の方、また反対の方から聞かれた場合に、一応の目標は設定しております、というのは、特例法を活用して合併の協議を進めるんですと。これは賛成の方に対しても、反対の方に対しても、やはり牟礼町当局として説明ができる内容で協議をしておるということは非常に大事でないかなと思えます。

ですから、必ずしも、反対の方でも、協議を進めておるんだけれども、合併の目標は定めて協議をしておるんでしょうか、してないんでしょうかと質問があった場合には、やはり反対の方に対しても、目標の期日は設定して協議を進めておるんだと、こういう説明ができないと、することが適当でないかと、このように思うわけでした、これは最終的に、るるお話があるように、議会で決定するわけでした、今後、この目標の確認をしましても、最終はあくまで議会の議決ということでございますので、何とか、次回残すのもいいわけですが、次回やっても、大体期日内に合併協議を進めるということであれば、これ以外の表現はないんじゃないかなと、かように思うわけです。

議長（増田会長） はい。次回で確認できる見通しがあるのであれば、次回に持っていくということもありますが、全く同じ状況になるということが十分予想されますので、

今、確認をしたいと思います。

確認をすることに御異議のあるのは、安戸委員さんということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、それじゃ、そういうことを確認した上で、協議第2号については原案のとおり確認させていただきます。

次に、協議第3号について、原案のとおり確認することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ございませんか。はい。

それでは、協議第3号についても原案のとおり確認させていただきます。

そして、さらに、協議第4号でございますが、協議第4号についてお諮りいたしますが、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、以上で、協議第2号から協議第4号までにつきましては、原案のとおりとすることを確認させていただきました。

次に、協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議事項については、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第6回会議において、改めて質疑、協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号財産の取扱いについて御説明いたします。

会議資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてでございますが、財産の取扱いを、次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。提案内容でございますが、「牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。その調整内容につきましては、資料に基づき御説明をいたしま

す。

次の12ページをお開き願います。

財産の取扱いについての資料のうち、まず公有財産について御説明をいたします。

平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、まず、1の土地及び建物につきましては、資料に記載のような状況でございます。

次に、2の有価証券でございますが、高松市では7億3,833万3,000円を株式で保有いたしておりますが、牟礼町にはございません。

次に、3の出資による権利でございますが、高松市は50億3,425万2,000円、牟礼町は5,959万9,000円でございます。

次に、4の債権につきましては、高松市は46億9,124万2,000円、牟礼町は1億3,892万円でございます。

次に、5の基金でございますが、恐れ入りますが、14ページをごらんいただきたいと存じます。

14ページの下側の表に、両市町の平成14年度末における基金の状況を、一覧表に整理いたしております。資料に記載のとおり、高松市は、積立基金、定額基金を合わせ、10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。一方、牟礼町でございますが、財政調整基金を初め六つの基金がございまして、合計で18億3,059万7,147円となっております。

恐れ入りますが、再度、12ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、6の起債残高でございますが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、高松市は2,344億8,708万2,000円、牟礼町は100億2,725万7,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について申し上げましたが、調整案といたしましては、12ページの右下の欄、調整案の欄に記載のとおり、「牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

財産区について御説明をいたします。

両市町の現況は、資料に記載のとおりでございますが、高松市では弦打財産区を初め五つの財産区がございまして、牟礼町には財産区はございません。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページには、財産の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました、先進地域10市の状況を記載しております。いずれの市におきましても、合併協定項目として、財産の取扱いが協議されております。ここには、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市において、編入される自治体の財産及び債務を、編入する市が引き継ぐことといたしております。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうち、既に合併協定項目として、財産の取扱いが確認をされました市は、15市でございます。資料には、秋田市など6市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、財産の取扱いにつきましては、編入される市町村の財産及び債務を、編入する市に引き継ぐこととして確認がされております。

以上で、協議第5号財産の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第5号につきましては、先ほども申し上げましたとおり、次回、第6回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について御説明いたします。

資料の17ページをごらんいただきたいと存じます。

町や字の区域や名称につきましては、住民にとっても愛着の深いものでございますことから、協定項目として、その取り扱いについて協議するものでございます。

ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、今回提案いたしました内容は、「牟

礼町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。」と、三つの町とするものでございます。

この考え方でございますが、第1点といたしましては、牟礼町という名称を残すこと。第2点としては、現在、牟礼町において使用され、なれ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。第3点としては、大字の名称は用いないこととすること。第4点といたしましては、高松市における過去の合併においても、大字の名称を中心に新しい町名が設定されていること。

以上が、今回提案をいたしました三つの町名を設定する主な考え方でございます。

具体的には、次の18ページの資料をごらんいただきたいと思います。

18ページをお開き願います。

18ページに両市町の現況がございますが、現況の牟礼町の欄の3にございますように、牟礼町の現在の住所表示「大字牟礼」の、この大字の区域を「牟礼町牟礼」という町名にするもので、合併後の住所表示は、4の参考に記載しておりますように、「高松市牟礼町牟礼1234番地12」というふうになります。なお、小字につきましては、従来と変わりはありません。

18ページの下側には、編入合併いたしました先進地域の事例を紹介いたしておりますが、潮来市などでは現行どおり、また大船渡市では大字を表示しないなど、さまざまでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

19ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しております。16市のうち、既に合併協定項目として、町名・字名の取扱いが確認されました市は、11市でございます。ここには、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、町名・字名の取扱いにつきましては、その取り扱いはさまざまでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

地方自治法第260条の規定では、町や字の区域の設定、廃止または町や字の名称を変更しようとするときには、当該市町村の議会の議決によりこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れにつきましては、印の手続というところに記載しておりますよう



に、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届け出、知事の告示、効力発生となります。具体的には、合併の日に、高松市長が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分し、同日に知事に届け出、同日に告示というふうになります。

以上、簡単でございますが、町名・字名の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第6号につきましても、会議規程の定めにより、次回、第6回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）について御説明いたします。

資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。

この慣行の取扱いでございますが、ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市木及び市花、イメージキャラクターについて、その取り扱いを協議するものでございます。これらの慣行につきましては、市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、できる限り早期に統一する必要がございますが、牟礼町において、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなども考慮する必要がございます。

提案内容を御説明する前に、両市町の現況について御説明をいたします。

次の22ページをごらんいただきたいと存じます。

慣行についての両市町の現況のうち、まず市章、町章でございますが、資料に記載のとおり定めてございます。

続きまして、憲章でございますが、高松市におきましては、高松市民のねがいとして、昭和55年9月25日に制定をいたしております。また、牟礼町におきましては、町民憲章として、次の3にございます教育と文化の町宣言、これを踏まえて、宣言と同じ、昭和53年11月3日に制定をされております。

次に、都市宣言でございますが、高松市においては六つの都市宣言、牟礼町においては

三つの都市宣言を行っておりますが、牟礼町の教育と文化の町宣言につきましては、高松市では行っていない宣言でございます。

次に、市町の木と花でございますが、木につきましては、高松市が黒松、牟礼町がユウカリ、また、花につきましては、高松市がさつきを含むつつじ、牟礼町がつばきとなっております。

続きまして、6のイメージキャラクターでございますが、高松市には、市としてのイメージキャラクターはございません。

一方、牟礼町には、イメージキャラクターとして「与一くん」がございます。資料に記載のとおり、この「与一くん」は、平成4年の町制30周年を記念して制定されたもので、顔は五剣山、姿は那須の与一をイメージしたものでございます。

なお、高松市におきましては、参考として記載しておりますように、都市イメージキャラクターがございまして、高松市の都市づくり、まちづくりの心を、象徴的にビジュアルに表現するものとして制作し、活用しているところでございます。

以上が、両市町の現況でございます。

戻りまして、21ページをごらんいただきたいと思います。

このような両市町の現況を踏まえた提案内容でございますが、まず1の市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、2の市民憲章につきましては、高松市の市民憲章に統一するものいたします。

次に、3の都市宣言でございますが、高松市の都市宣言に統一するものいたしますが、牟礼町の教育と文化の町宣言につきましては、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていくとするものでございます。

次に、4の市木及び市花につきましては、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。」というものでございます。

また、5のイメージキャラクターでございますが、「牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐものとする。」とするものでございます。

なお、24ページには先進地域の事例を記載しております。

24ページをごらんいただきたいと思います。

24ページには、編入合併した10市の事例を記載しておりますが、このうち何らかの

特例を設けている市が6市、逆に特例を設けていない市が2市となっております。資料には、新潟市と新居浜市の事例を記載しておりますが、新潟市につきましては特例措置を設けておりますが、新居浜市におきましては、すべて新居浜市の制度に統一することとし、特例措置は設けておりません。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページに同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、慣行の取扱いについてが確認されました市は、15市でございます。ここには、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、秋田市、堺市、倉敷市につきましては何らかの特例を設けておりますが、高知市につきましては、特例措置は設けてございません。

なお、成人式や出初め式などの市町の行事あるいは都市提携などについて、この慣行の取扱いの中で協議をしている合併協議会もございますが、本合併協議会におきましては、それらにつきましては、別途、ほかの合併協定項目の中で協議をすることといたしております。

以上で、慣行の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第7号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料26ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどに記載いたしておりますように、「牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協

議して定めるものとする。」というものでございます。

なお、協議の結果につきましては、合併協議会に御報告させていただくことといたしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

27ページには、両市町の長、助役、教育長等の任期、給料月額の現況を記載いたしております。

また、その下側には、先進地域の事例として、編入合併いたしました10市のうち、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれも両市町あるいは両町の長が別に協議して定めるものといたしております。なお、新潟市では、協定書に記載はございませんが、協議の結果、黒埼町の町長、助役、教育長を参与等に任命をいたしております。

続きまして、28ページをお開き願います。

28ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載いたしておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、この特別職の職員の身分の取扱いが確認をされた市は、10市でございます。資料には、堺市など4市の事例を記載しておりますが、松山市を除く3市につきましては、関係市町村の長が別に協議して定めることといたしております。

なお、特別職の範囲でございますが、地域によりまして各種の行政委員会委員などを含んでいる事例もございますが、本合併協議会といたしましては、先ほど御説明いたしましたような範囲とするものでございます。

以上で、特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 特別職の扱いですけどね、町長、助役、教育長、特別職をその両市町の長ということになると、自分のことを自分が決めるということになりますよね、町長の場合は。そういうことは、やっぱりちょっと不審を招いたりはしませんですかね。何かちょっと不思議、自分のことを自分で決めるというのは。そう感じましたけど、いかがでしょうか。

安戸委員 異議ありで。

議長（増田会長） いや、ちょっと……、事務局の方から、他の例も全部そういうことになっとなんでしょ。

事務局長 この協議第8号の特別職の職員の身分の取扱いということでございます。取扱いをどうするかということは、それぞれの自治体のトップが協議をするという基本的なスタンスをここに記載をさせていただくということでございまして、実質的にいろんな方の御意見を聞きながら、他の地域の事例等も参考にしながら、どのようなあり方が望ましいかということで協議を進めて、その結果については、合併時までにはこの合併協議会に報告をするという取扱いとなります。

そのようなことでございますので、何ら内密に行うとか、そういうものではないということでございますので、その点御理解をいただきたい。ただ、この協定項目の表現上としては、これ以外に別のところで定めるとかという話になると、またそこで主観が入ったりいろいろありますので、自治体の代表者が代表して協議を行うということでございまして、そういう趣旨で御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ちょっとまあ、あれですけども、かえって本人同士の方がやりにくいかわからんです。よその人に決めてもらった方がいいことあるかわからんですけど、他市の例もこういうことでございますので、ひとつよろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） じゃ、特にないようございまして、協議第8号につきまして、次回会議で改めて質疑、協議を行って、意思集約を図らせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議次第4 その他（1）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の一番最後のページになります。29ページをごらんいただきたいと存じます。

次回の第6回会議でございますが、8月24日火曜日の午後1時30分から、場所は牟礼町役場別館の2階、第1会議室にて開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項等を記載した上で、会議開催の

おおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） はい。議事はすべて終わりましたが、この際、せっかくの機会でございますので、何か自由な御意見で御発言がございましたら承りたいと存じますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御審議、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第5回会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2時37分 閉会

会議録署名委員

委員



委員

